

鶴岡市告示第 528 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、鶴岡農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画を農林水産部農政課内において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 24 日

鶴岡市長 佐 藤

